

早期卒業の規程

(趣旨・目的)

第1条 この規程は、昭和女子大学学則第14条第11項に基づき、昭和女子大学における早期卒業に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 本学に6期以上在学し、卒業に必要な単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者を対象とする。ただし、次の者は該当しない。

1. 編入学した者
2. 本学学則第14条第10項の適用を受けて入学した者

(早期卒業の登録)

第3条 早期卒業を希望する者は、所属学科の学科長に申し出るものとする。

1. 登録時期：4期在学終了時。ただし4期在学終了までに休学以外の理由で留年が決まっている者の登録は認められない。
2. 登録基準：卒業要件単位88単位以上かつ全履修科目の累積（GPA）席次が当該学科学年の上位約5%以内の者
3. 審査：登録の申出があったときは、学科の審議を経たうえ大学部局長会において前項の基準に基づき審査し、学長に報告する。

(学習指導)

第4条 1. 学科は、早期卒業希望者の在学5期目以降の学習指導について、適切に実施する。
2. 希望登録した学生は、在学5期目から卒業論文指導を受けることができる。
3. 学生は5期在学終了時に学習状況報告書を所属学科学科長に提出する。

(早期卒業の認定)

第5条 卒業するためには次の要件をすべて満たさなければならない。

1. 学則第14条に定める卒業要件単位の修得
2. 成績：全履修科目の累積（GPA）の席次が当該学科学年の上位約5%以内
3. 卒業論文：評価が優以上（必修の場合）

(卒業認定審査)

第6条 大学部局長会は前条の要件について審査のうえ、学長が認定する。

(卒業の時期)

第7条 早期卒業の時期は、6期在学終了時又は7期在学終了時とする。

第8条 この規程に定めるもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、各学科において別に定めることができる。

(本学入学前の既修得単位を認定された者に関する特例)

第9条 第3条第2号および第5条の規定にかかわらず、本学学則第14条第6項の適用を

受けて、本学入学以前に修得した単位を 30 単位以上本学において修得したものと認められた者については、早期卒業の登録基準および早期卒業の認定要件を次のとおりとする。

登録基準：卒業要件単位 118 単位以上かつ全履修科目の累積（GPA）2.5 以上

早期卒業の認定

1. 学則第 14 条に定める卒業要件単位の修得
2. 成績：全履修科目の累積（GPA）2.5 以上

（本学が定める大学院に進学する者に関する特例）

第 10 条 第 3 条第 2 号および第 5 条の規定にかかわらず、本学が次に定める大学院に進学する者については、早期卒業の登録基準および早期卒業の認定要件を次のとおりとする。

進学先：TUI 大学院 MiM（Master in Management Program）

登録基準：卒業要件単位 88 単位以上かつ全履修科目の累積（GPA）が 3.0 以上

早期卒業の認定

1. 学則第 14 条に定める卒業要件単位の修得
2. 成績：全履修科目の累積（GPA）が 3.0 以上で当該大学院の入学手続きが完了している者
3. 卒業論文：評価が優以上（必修の場合）

（規程の改廃）

第 11 条 この規程の改廃は、学長の承認を得るものとする。

附 則 この規程は、平成 16 年 4 月入学者から適用する。

この規程は、平成 28 年 4 月入学者から適用する。

（文化講座修得単位数の変更に伴う登録基準単位数および必要単位数の変更）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、平成 28 年 4 月入学者から適用する。

（学年から在学期への変更および席次、平均点の算出基準の変更）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日に改定する。（成績基準の変更）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日に改定し、令和 4 年 4 月入学者から適用する。

（大学院進学希望者対応）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日に改定し、令和 5 年 4 月入学者から適用する。

（文化講座修得単位数の変更に伴う必要単位数免除の削除）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日に改定する。（学則第 14 条改定に伴う項数の繰り下げ）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日に改定する。（学則第 14 条改定に伴う項数の繰り下げ）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日に改定し、令和 8 年 4 月 1 日入学者から適用する。（学則第 14 条改定に伴う修了要件単位の変更）